

平成24年9月12日

1 審査付託事件

- 認定第1号 平成23年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
- 認定第2号 平成23年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第3号 平成23年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第4号 平成23年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第5号 平成23年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第6号 平成23年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第7号 平成23年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第8号 平成23年度士幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第9号 平成23年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席委員（10名）

秋間 紘一	細井 文次	和田 鶴三
服部 悦朗	清水 秀雄	大西 米明
飯島 勝	中村 貢	加藤 宏一
森本 真隆		

3 欠席委員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄
代表監査委員	佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保険医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特養施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	植田 廣幸
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	鈴木 典人		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

9 議事録

(午前10時00分)

	秋間 委員長	<p>昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開いたします。</p> <p>平成23年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。</p> <p>理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
説明	大森保健 福祉課長	<p>保健福祉課長 大森より、後期高齢者医療事業特別会計について説明します。162ページをお開き願います。</p> <p>1項総括ですが、この事業運営は、各都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設立し行われますが、保険料の徴収、収納業務及び給付、資格の受付は町の窓口業務として行っています。また、2年ごとに保険料率を見直すことになっており、均等割、所得割それぞれ引き上げとなっています。</p> <p>歳入としては、保険料について、普通徴収分1,888万3,000円と、特別徴収分3,331万1,000円で、収納率は99.91%になっています。制度改正等の広報事業の経費に関し広域連合から13万1,000円、一般会計からの繰入金2,989万4,000円で、このうち保険基盤安定繰入金1,858万8,000円は、徴収した保険料と合わせて広域連合へ負担金として納付しております。</p> <p>2項保険料の状況、1. 保険料率及び2. 保険料収納状況については、記載のとおりとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	秋間 委員長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間 委員長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間 委員長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間 委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>平成23年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題と</p>

説明

大森保健
福祉課長

いたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 大森より介護保険事業特別会計について説明します。

1項総括ですが、第4期介護保険事業計画の最終年度であり介護保険サービス支出割合は、在宅サービス39.83%、施設サービス60.17%の割合となり、前年度より在宅サービスは10.27%の増加となりました。

歳出の状況では、保険給付費が4億8,615万5,000円となり、対前年度比3,031万円増加し、介護保険事業計画との比較では96.9%の執行状況となっております。

その他の支出では、基金積立金7万5,000円、地域支援事業費1,081万9,000円を支出し、歳出総額では、対前年度比3,011万3,000円増の5億2,632万9,000円となったところです。

歳入の状況では、第1号被保険者の保険料は過年度分も含め、7,726万5,000円徴収しており、調定額に対する収納率は99.7%となり、未収額は23万3,000円となっております。

その他の収入では、国庫支出金1億3,019万8,000円、支払基金交付金1億4,821万3,000円、道支出金7,883万6,000円、一般会計繰入金8,969万3,000円、繰越金80万円であり、今年度は基金繰入金として介護給付費準備基金より450万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金より、126万3,000円の繰入を行っています。

歳入総額は、前年度より3,398万6,000円増の5億3,100万2,000円となったところです。

2項一般状況ですが、第1号被保険者の年間平均被保険者数は1,717人となっております。以下、165ページ上段までは制度の内容となっておりますのでご参照願います。

次に、165ページの要介護者認定状況は、要支援1から要介護5までの年度末認定者数は、総数で324人、居宅介護サービス受給者数は159人、地域密着型サービス受給者数は12人、施設介護サービス受給者数は91人となっております。

166ページの3項保険給付決定状況の、介護度別件数では居宅サービスは5,083件、その中で住宅改修費は21件でございました。地域密着型サービスは149件、施設介護サービスは1,083件、合計で6,315件となっております。

167ページの介護度別費用額の合計は、4億7,932万4,000円となっております。

168ページに移りまして、保険給付支払状況では合計4億3,426万9,707円となっております。

169ページの特定入所者介護サービス費につきましては、介護度別件数で食費1,101件、居住費644件、支給額では3,920万9,260円となっ

質疑		<p>ています。</p> <p>170ページの高額介護サービス費につきましては合計1,048件、支給額1,037万1,038円となっています。高額医療合算介護サービス費は、合計93件、支給額188万2,093円となっています。なお、介護給付にかかる審査支払手数料は、42万3,209円となっています。</p> <p>171ページ、4項地域支援事業の総合相談業務は、介護260件、障がい166件です。高齢者及び障がい者の家庭訪問は244件です。二次予防事業対象数は451人、二次予防事業参加実人数は23人となっており、この23人は筋力トレーニング事業、口腔栄養指導の事業に入っています。地域支援事業活動状況は、記載のとおりとなっています。</p> <p>172ページの5項第1号保険料については、所得段階別第1号被保険者数は年度末で1,729人となっておりです。</p> <p>173ページの保険料収納状況は、特別・普通・滞納繰越含め調定額7,749万8,300円、収納額7,726万4,800円、収納率99.7%となっております。保険料月額に記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	秋間委員長 和田委員	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。ございませんか。10番、和田委員。</p> <p>介護保険のほうの関係の総則のところ、前年より在宅介護のほうはふえているわけですが、これは当然高齢者がふえ、介護をしていたかなければならない人がどんどんふえているからだということは思うわけですが、このふえている原因の中では本人の希望で在宅を希望しているのか、それとも施設がなくてこういう形になっているのか、どちらでしょうか。</p>
	秋間委員長 大森保健福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森よりお答えいたします。</p> <p>この在宅サービスと施設サービスの件数の比率で見ますと、在宅サービスが昨年度よりも10%ほど増加ということで、件数としては在宅サービスを利用する割合が多くなったというふうに捉えております。ただ、費用額で見ると逆転するのでございますが、一応そういうふうに捉えております。また、在宅サービスがふえてきたのは施設が少ないからだという質問でございますが、施設が少ないからというふうには捉えておりません。やはり皆さん在宅サービスの利用を進めてきているというか、するようになってきているというふうに捉えております。</p>
	秋間委員長	<p>以上でございます。</p> <p>そのほかございませんか。</p> <p>(な し)</p>

	秋間 委員長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間 委員長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>平成23年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。</p>
説明	波多野 特老 施設長	<p>理事者の説明を求めます。特養施設長。</p> <p>特別養護老人ホーム施設長 波多野から介護サービス事業特別会計についてご説明いたします。</p> <p>174ページをお開き願います。</p> <p>1項総括として、特別養護老人ホームは、特別会計での独立採算による適切な運営と民間的視点での経営が求められており、入所実績は、長期入所で前年比259人増の37,308人、短期入所では前年比62人減の3,271人となりました。</p> <p>また、収支状況では、収入で長期入所が629万5,000円増の4億1,603万9,000円、短期入所が109万2,000円減の3,294万円となり、合わせて5億1,021万5,000円となりました。</p> <p>これに対します支出は、人件費・燃料費・修繕費などの増に伴い、総額5億138万7,000円となり、収支では882万8,000円の黒字となりました。しかし、特別養護老人ホームを取り巻く状況は入所者の要介護度の重度化に伴い医療的サービスの必要性が高まり、長期入院に伴う介護収入が得られない事による経営に大きな影響を受けておりますが、国保病院ほか関係機関と連携を深め、入所者の立場に立って適切な介護サービスに努めてきたところです。</p> <p>2項収支状況につきましては、174ページから175ページにかけて費目区分ごとに平成22年度との対比で記載してありますが、総括でご説明しましたのでご参照ください。</p> <p>3項長期入所利用状況としまして、1. 利用状況では延べ利用者は37,308人、1日平均101.9人、2. 退所者状況では、死亡、長期入院による退所者29人、3. 新規入所者状況は28人で、町内出身者入所者が16人の57.1%を占めています。</p> <p>176ページに移りまして、4. 出身地別状況では、年度末現在での町内出身者が66人と62%を占め、5. 介護度別では、町内、町外別で記載してございますが、全体で要介護度平均4になっております。6. 入所期間では、5年以上、長期間の方が減る傾向でございます。7. 性別年</p>

		<p>年齢層別及び平均年齢を記載してありますので、ご参照願います。</p> <p>177ページに移りまして、8. 待機者状況は、3月31日現在で町内53人、町外35人合計で88人となっております。</p> <p>4項短期入所状況ですが、1. 短期入所生活介護利用者で、延べ3,176日、2. 介護予防短期入所利用者で、延べ95日の併せて3,271日で、1日平均8.9人利用となっております。</p> <p>5項その他一般の状況としましては、1. 介護実習受入状況は14人、延べ188日間の受入れ、2. 主な行事は、記載の内容で実施したところであります。3. (1) ボランティアでは、延べ713人の方々からご協力いただいております、(2) 施設の訪問では、老人クラブ等の14団体の140人の方々の訪問をしていただいております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
質 疑	秋 間 委 員 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>これで質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>平成23年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。</p>
説 明	土 生 建 設 課 長	<p>理事者の説明を求めます。建設課長。</p> <p>建設課長 土生から説明します。</p> <p>179ページをお開き願います。</p> <p>1項総括、本町の水道は、土幌簡水（本町、中土幌、中央）、新田簡水（新田、西土幌）、朝陽簡水（朝陽、西堀田、下居辺）で全町を網羅しています。このうち土幌簡水においては、施設改修計画に基づき配水施設の新設に着手しました。平成23年度の簡易水道会計の決算状況は歳入総額3億4,499万3,000円で、前年度比847万2,000円の減となったところです。歳出総額は3億2,452万円で、対前年度比885万8,000円の減額となったところです。歳入から歳出を差し引いた2,047万2,000円を翌年度に繰り越すことになりました。</p> <p>水道使用料の徴収状況は95.9%で、106件、714万9,170円を未納金として残すことになりました。</p> <p>次に、2項水道経営費、良質な水道水を安定的に供給するため維持管理業務を実施しました。主な業務は、4件で3,057万2,000円となっ</p>

質疑	秋間 委員長 清水委員	<p>ています。詳細はここに記載の表のとおりです。</p> <p>3項水道事業費、本年度の主な事業は国道・町道工事に伴う水道管移設工事、各施設の機器設置工事等15件で1億6,485万5,000円となっております。詳細はここに記載の表のとおりです。</p> <p>180ページに移りまして、委託業務は、2件で1,182万4,000円となっております。詳細はここに記載の表のとおりです。</p> <p>4項公債費は、本年度事業債発行額8,000万円、本年度償還額1,731万7,000円で、本年度末未償還額が3億2,044万7,000円となっております。</p> <p>5項使用水量及び水道使用料は、ここに記載の表のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。8番、清水委員。</p> <p>ちょっとお尋ねしたいと思います。水道料金の徴収に関してなのですが、町場といいますか、今の水道料金というのは8m³までが1,500円と、4m³になりますとこれが半額になっていますよね。農村地域というのは3カ月に1回しか検針に回らないという実態がありまして、農家の人たちはいいのでしょうか、その中に点在するひとり暮らしの人たちにとっては少しおかしいのではないですかという意見がありました。なぜかといいますと、4m³までの半額の範囲内で本来は終わっているはずなのに、3カ月に1回の検針ですから13m³になってしまったと。そうすると、規定からいいますと、平均しますから3カ月とも1,500円いただきますというふうになっているわけです。そうすると、3カ月平均にオーバーしたわけではないと、2カ月間は4m³以内で終わっていたかもしれない。1カ月ごとに検針に来てくればそういうことになるでしょうと、3カ月に1回だから13m³になってしまったと、おかしいのではないですかと。言われるとおりだと思います。その辺のところの改善ができないのでしょうかと、これは私一人ではないですよと、ひとり暮らしの方はほかにもいらっしゃるのですと、そういう配慮が必要だと思いますが、いかがですかという意見なのですが、どうでしょうか。</p>
	秋間 委員長 土生 建設課長	<p>建設課長。</p> <p>建設課長、土生からお答えをいたします。</p> <p>今の清水委員の指摘のとおり、確かに水道料の徴収のための基礎となります水道使用量のメーターに関しましては、市街地域が1カ月、それから農村部については3カ月ごとに実施をしております。これにつきましては、土幌町の水道事業給水管理条例の中で1カ月、それから3カ月以内にメーター検針を行って徴収をするということについては条例上認められてございます。これについては、3カ月の場合については基本的に均等として処理をしますということでございます。ま</p>

ず、水道メーターを確認した時点では、 m^3 以下については切り捨てをして計上するというものですから、前月の水道メーターが100に対して今月が例えば農村部で110であれば10tという理解をしますと、それを3で割ったときにどうかということでございます。委員指摘のとおり4t以下については半額ということで、これについては平成16年の水道料金を改定した時点で利用者に対して激変の値上がりにならないように、少ない使用量の方については、お客様の都合によって少ない方についてはできるだけ負担が生じないようにということから半額ということになっているのですけれども、これについては4t以下と、家事用1カ月の使用料が4t以下の場合は基本料の半額となりますということが言われているわけでございます。

ですから、基本的にいいますと、12tであれば本来3カ月ですから3で割りますとすと4tということで、12tであれば今言う750円が適用されると、それから13tなり14tなり、15tになれば5t以上になりますから、今のおっしゃっている趣旨とは違うかと思えますけれども、13、14tについては割ったら4.何がして5以下だろうという指摘かと思うのですが、その部分については本来的にそういうルールの中でメーター徴収をすると、あくまでも4t以下が750円ということですから、そういうことをご理解をいただきたいと思えますし、逆に申しますと、トータル3カ月でもって12tですから、例えば3t、5t、4tというような使い方をした場合でも3カ月間全て750円の料金として徴収する場合も整理をしているということでございますので、そういうことでございますので、現行の料金徴収についてはご理解をいただきたいというふうに思えますし、当面こういう形で実施をしているというところでございます。そういう形をとりますと、今度8tの部分ですとかいろんな形も均等割にしたときという問題が生じるかと思えますけれども、現行の水道の料金の徴収の方法について現行のまま整理をさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

秋 間
委 員 長
清水委員

8番、清水委員。

それで、私が例挙げたのですが、農村地域に居住する人たちの中でひとり暮らしの家庭というのは何戸ぐらいあるのですか、全体として。

秋 間
委 員 長
土 生
建設課長

建設課長。

今の時点でひとり暮らしという形で私どものほうで戸数等は把握してございませぬけれども、農村部の中で考えられる部分では、多い方は学校の教職員の方、もしくは高等学校のようにコマクサの地域であればその地域で高等学校に関する方たちが多いかなと思えますけれ

ども、正確に戸数を例えばひとり暮らし、ひとり暮らしという言葉はよくないのですけれども、お一人の方、単身者という方の確認までは正確にはつかんでございません。

以上でございます。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

冒頭にも申し上げましたけれども、単身者の人たちというのは、みんな経済的にも何とか余りかからないようにということで努力していると思うのです。そういう中で、ただか750円でしょうと言うけれども、そうはいかないのです。ですから、私のところにそういうことを言ってきたのだと思います。そういう点では、何とか改善にならないのですかと、今のこの条例からいいますとそのとおりです。条例からいったらそうはならないのですと、課長言うようにそういう決まりですから、勘弁してくださいと、それは確かにそうでしょう。それでは木で鼻くくったみたいなのです。ですから、その辺のところは本当にそういう努力をしている人たちのために何とか方法はないのかというふうに私は思うのです。

1 tですから、1 tオーバーしたのですから、そうすると後の2カ月は4 t以内で終わりましたという方法だってあるわけでしょう。それが課長の先ほどの説明のように2 tなり3 tオーバーしたと、3カ月で15 tだと、14 tだ、15 tだというのならわかります。だけれども、13 tという、1 tオーバーした、1カ月はオーバーしたかもしれないけれども、あとの2カ月は4 t未満だったということだって考えられるわけでしょう。そうすると、2カ月は750円で終わるわけですから、1,500円浮いてくるのです。そういうつましい生活をしていらっしゃるのだと思うのです。ですから、こういう意見になったと思います。そのところをぜひ考慮すべきだと思いますが、どうですか。

秋 間
委員 長

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

秋 間
委員 長
小林町長

休憩を解き再開いたします。

町長。

いろんな意見、実態はどんなになっているか、一回私どもも調べてみますけれども、高くなる場合もあるのかもしれませんが、逆に安くなる場合もあるから、一概に高くなっているというふうには言えないのではないかというふうに思うのですけれども、いずれにしても実態がどうなのかは私ども一回調べてはみます。

説 明	秋 間 委 員 長	そのほかございませんか。 (な し)
	秋 間 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	秋 間 委 員 長	討論なしと認め、これより採決します。 本決算は、認定すべきものと決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋 間 委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。 平成23年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。
	土 生 建設課長	理事者の説明を求めます。建設課長。 建設課長 土生から説明します。 181ページをお開き願います。
		1項総括、本町の下水道は、土幌市街を特定環境保全公共下水道事業で、中土幌市街を集落排水事業として整備され、地域住民の保健衛生面において重要な役割を果たしています。土幌市街の下水道本管は、ひび割れ・隙間等影響で本管への地下水が進入し、処理場の処理能力に支障を来していることから止水業務を実施しております。
		本年度の普及状況は、土幌市街で98.6%、中土幌市街で93.7%の水洗化普及率で今後も水洗化の普及を図らなければなりません。経営面では、歳入総額1億4,723万8,000円、歳出総額1億3,900万4,000円で差し引き823万4,000円を翌年度に繰り越すことになりました。
		歳入内訳では下水道等の料金収入が5,966万6,000円とその他の収入として1,568万円を計上したほか、一般会計からの繰入金7,189万2,000円を計上しており、今後は一層の経営努力を行い効率的な持管理による経費節減に努めなければなりません。
		下水道等の使用料徴収未納額は66人で、金額440万4,445円を残すこととなりました。
		2項下水道経営費、本年度は管渠・処理施設の維持管理を行いました。これに伴う委託業務は4件、1,421万円で詳細につきましてはここに記載のとおりです。
	3項公債費、公債費は本年度事業債発行額はありません。本年度償還額は4,210万1,000円で、本年度末未償還額が3億89万3,000円となっております。	
	4項普及状況、ここに記載の表のとおりです。 以上で説明を終わります。	

質 疑	秋 間 委 員 長 和田委員	説明が終わりました。 これより質疑を行います。ございませんか。10番、和田委員。 処理状況なのですが、中土幌のほうなのですが、私のほうはずっと下のほうなので、去年の少し雨の多かったときには下水道から逆に吹き返すというような形なのですが、恐らく終末処理場のほうの許容範囲を超えているのだらうと思うのです。それは、やっぱり雨水や何かの関係がほとんどだと思うのですが、ここら辺の改善というのはどういうふうにして考えているのでしょうか。	
	秋 間 委 員 長 土 生 建設課長	建設課長。 建設課長、土生からお答えをします。 今和田委員さんのおっしゃるとおり、中土幌市街についても実は南側に相当します11号あたりに行きますと確かに、全ての水が下水の汚染水が管を通じてそこに集まってくるということから、非常に流れとしてはスムーズでない部分、かなり滞水するということがございます。その部分に関しましては、中土幌については地下水が高いことから、かなり不明水の浸入、マンホール、下水道の管路を含めましてそういう不明水の浸入経路が多かろうと思うのですけれども、それぞれ今担当のほうで部分的に改修をしながら、できるだけ不明水を減らして、流末側にございますお客さんのほうに迷惑がかからないように何とか努力しているところでございます。ただ、早急にここ1年なり半年の中で処理できるという状況ではございませんけれども、懸命に不明水を減らす努力をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。	
	秋 間 委 員 長	そのほかございませんか。 (な し)	
	秋 間 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)	
	秋 間 委 員 長	討論なしと認め、これより採決をいたします。 本決算は、認定すべきものと決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)	
	秋 間 委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。 平成23年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。	
	説 明	堀江産業 振興課長	理事者の説明を求めます。産業振興課長。 産業振興課長 堀江から、農業共済事業特別会計について説明します。182ページをお開きください。 項目1の総括で、概要ですが、農業を取り巻く環境は政府が交渉参

加へ向けた関係国との協議を開始するとしてT P P（環太平洋経済連携協定）に関わる問題や農業者戸別所得補償制度の見直しが検討されるなど、予断を許さない状況が続く中で、北海道で唯一の市町村営による農業共済事業として、コンプライアンス法令等遵守の徹底を図るとともに、加入者間の公平を図り信頼される農業共済を目指し運営を行ってまいりました。平成18年度から市町村農業共済事業の事務費補助金が地方交付税に一般財源化されておりますが、本年度は前年度より500万3,000円減となる3,885万4,000円を一般会計より繰入れ、これにより業務勘定の繰越金が161万4,000円減額となり、事業運営に危機感を持たざるを得ない状況となっております。また、国の農業共済組織の1県1組合化の推進の取り組みについては、北海道は5ブロック化で検討することになっており、本町は十勝農業共済組合と十勝管内農業共済組合等組織再編検討協議会を設立し、再編に関する協議を行うこととなったところでございます。

次に勘定ごとにご報告申し上げます。項目2の農作物共済勘定について説明します。

1の引受ですが、平成23年産小麦は平成22年秋に戸数259戸、面積26万3,755 aの引受を完了し、その後、平成23年度途中で1戸の離農及び農業者戸別所得補償制度の実施に伴う引受変更を行い共済金額は14億8,706万4,000円となりました。引受変更後の前年対比は、戸数で1戸減、面積では3,513 a増、共済金額では、5億1,019万7,000円増となりました。平成24年産小麦は、平成23年秋に耕作者が全圃場の実測を行い、引受戸数256戸、引受面積25万8,412 aが確定し、前年対比は、面積で5,343 a減、共済金額では、2,997万6,000円減となったところでございます。引き受け状況の詳細は、表に記載のとおりです。

2の被害ですが、平成23年産の秋まき小麦は、播種作業が降雨の影響で遅れております。雪腐病は少なかったが、融雪期・起生期ともに早くなり、凍上による生育不良が見られました。幼穂形成期から止葉期にかけて低温と降雨の影響で生育が遅れましたが、6月上旬以降は気温が高く成熟期が早まりました。しかし、登熟日数が1週間程度短くなり、また、急激に仕上がったことにより細麦が多くなり減収となりましたが品質は良好なものとなっております。

共済金支払状況は、表に記載のとおりです。

183ページ、無事戻金支払状況は記載のとおりです。

3の経理状況についても記載のとおりですが、剰余金は3,172万5,535円で決算認定後に積み立てを行う予定です。また、積立金は2億3,067万8,973円でございます。

次に、項目3の家畜共済勘定について説明します。

引受では、未加入及び離農により全共済目的合計で対前年比1,179頭の減となったところですが。死廃事故の乳用成牛は、夏場の分娩頭

数の増加と暑熱が危惧されましたが、加入者の適切な飼養管理によりその影響も受けず、頭数被害率は全道19組合等の中では低いランクに位置しております。乳用子牛等は、頭数被害率は高い状況にありましたが、関係機関の指導により全道平均を下回りました。肥育用成牛は、前年度並みの頭数被害率となりましたが肥育用子牛は、全道平均を上回りました。病傷事故の乳用成牛は妊娠・分娩期及び産後の疾患と運動器病が減少し、乳用子牛等は従前同様、消化器病と呼吸器病が事故の大半を占めています。なお、死廃共済金の支払限度額を超過した加入者は、乳牛の雌等で23戸、肉用牛等で2戸でありました。

1の今年度の活動及び事業内容については、(1)事故の低減対策、(2)家畜共済制度の周知、(3)異動通知の適正化、(4)予防事業等、(5)事故畜の確認で、それぞれ記載のとおりで、ほぼ前年度と同様でございます。

2の引受実績については、引受頭数は、全共済目的合計で62,375頭、前年対比1,179頭減となり、総共済金額は67億4,108万3,000円で、肥育用成牛及び子牛の1頭当たり評価額が下がったことにより、前年対比9億2,092万3,000円減となっております。事故除外方式は、乳牛の雌等で前年対比4戸減の19戸、その他の肉用成牛では3戸の計22戸が1号除外方式であります特定事故等を除く死廃事故の補償はなく、病傷事故の補償はありを選択しております。

184ページの引受状況で、共済目的ごとの詳細について表にしておりますが記載のとおりでございます。

3の死廃事故の発生状況等は、総事故頭数は2,732頭、支払共済金は2億5,899万1,000円で、対前年比では64頭減、1,799万6,000円減となりました。

185ページをお開きください。共済目的ごとの死廃別頭数及び支払共済金は、表に記載のとおりです。

4の病傷事故の発生状況等ですが、総給付件数は13,186件で前年対比258件減、支払共済金は1億4,909万円で前年対比268万9,000円増となっております。(1)の乳用成牛、186ページ(2)の肥育用成牛の表で、主な病類別の件数及び頭数被害率については記載のとおりです。(3)の給付状況は、表に記載のとおりです。

5の経理状況では、当期の剰余金は、478万6,114円で、決算認定後に積み立てを行う予定です。また、積立金は2億4,866万9,124円となるところです。

187ページをお開きください。項目4の畑作物共済勘定について説明します。

1の引受ですが、平成23年産の加入状況は、引受戸数は259戸で、

引受面積は62万861 a で前年対比1,132 a の増となり、総共済金額は、47億4,615万円で、前年対比4億5,538万9,000円の増となりました。主な要因は、引受面積の増加及び農業者戸別所得補償制度の実施に伴うものであります。引き受け状況の詳細は表に記載のとおりです。

2の被害については、平成23年産の生育状況は降雪が少なかったことから、植付・播種作業や作物の生育が順調でありました。6月中旬以降は高温・多湿に加え局地的な集中豪雨が多発し、特に9月上旬の台風はいんげん類に大きな被害をもたらすとともに収穫作業に遅れが出ました。また、大豆、小豆の豆類は生育が平年並に推移しましたが、根菜類においては、猛暑の影響を受けた年となりました。ばれいしょは、天候不順の影響を受けましたが、小粒ながら着粒数が多かったことから収量は平年並であり、豆類は、8月までは生育が順調でありましたが、9月の台風の影響で発芽や色流れが発生し、特にいんげん類は大きな被害となりました。てん菜は、6月中旬以降の好天で順調でありましたが、その後は極端な高温で推移したため、褐斑病等が発生し、収量や糖分にばらつきが出ております。共済金・仮払金の総支払額は1億6,582万7,000円で、保険金、仮受金、手持共済掛金及び基金繰入金により、認定共済金の100%を支払いしております。共済金支払状況、188ページには、仮払金精算支払状況、仮払金支払状況、無事戻支払状況を、それぞれ表に記載のとおりです。

3の経理状況では、剰余金は、868万9,591円で、決算認定後に積み立てを行う予定です。また、積立金は3億3,619万9,586円となるところです。

次に、項目5の業務勘定について説明します。業務勘定は地方交付税を財源とする、1の一般会計繰入金、加入者が負担する2の事務費賦課金、3の基金利子収入、4の繰越金が主な財源であります。

189ページをお開きください。

5の経理状況、6の加入状況、7の特定損害防止事業の実施状況、8の連合会支払賦課金、9の奨励事業及び損害防止事業は、それぞれ記載のとおりです。

10の委嘱状況は、190ページに続いておりますが各種委員等の委嘱の状況を記載しております。

11の主な出来事は、会議の開催状況で、それぞれ記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

秋 間
質 疑 委 員 長

説 明	秋 間 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>なしと認め、これより採決いたします。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>ここで11時まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時49分 休憩 午前11時00分 再開</p>
	秋 間 委 員 長	<p>休憩前に引き続き委員会を開きます。</p> <p>平成23年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定を議題といたします。</p>
	渡辺病院 事 務 長	<p>理事者の説明を求めます。病院事務長。</p> <p>国保病院事務長 渡辺より説明させていただきます。</p> <p>191ページをお開きください。</p> <p>1の事業概要ですが、総括事項の患者利用状況につきましては、入院が1日あたり47.2人で前年度比4.9人の増、外来は124.6人で前年度比2.3人の増となったところがございます。</p> <p>次に、収益勘定の医業収益では、入院で3億4,271万円、前年度比3,731万2,000円の増、外来収益で1億9,711万9,000円、前年度比で1,272万6,000円の増となったところがございます。主な要因は、4月から井上外科部長が着任し、常勤医4人体制となったことにより入院並びに外来で患者数が増加し収入の増となったものです。</p> <p>訪問看護事業の収益が15万1,000円、検診事業などのその他医業収益3,852万円を加えますと、23年度の医業収益は、5億7,850万円、医業外収益は、3億3,437万7,000円、病院事業収益合計で9億1,287万7,000円となり前年度比3,797万3,000円の増となりました。主な要因は、入院並びに外来収益の増によるものです。</p> <p>次に、事業費用では、給与費が6億515万8,000円で前年度比3,995万3,000円の増、材料費は1億273万1,000円で前年度比1,691万9,000円の増となっております。</p> <p>経費は、245万9,000円の増、減価償却費は762万2,000円の減となり、医業費用合計で9億598万6,000円、前年度比4,954万8,000円の増となったところ です。</p>

医業外費用は、3,123万円で病院事業費用合計では、9億3,721万6,000円となり、そのうち一般会計からの負担金として3億3,000万円を繰入まして、収支差引では、2,433万9,000円の赤字となり、未処理欠損金は4億1,265万3,000円となったところです。

資本勘定につきましては、一般会計からの出資金5,663万9,000円、国保会計繰入金は393万7,000円で、不足する額2,518万7,000円は、過年度損益勘定留保資金を充当しまして、機械備品に3,637万9,000円、企業債償還金に4,938万4,000円を支出し、資本的収支全体では、8,576万3,000円となったところです。

医師体制につきましては、4月から井上外科部長を迎え、大川院長を含め4人の常勤医師体制を維持し外科手術も行われることとなったところです。

特筆すべき事項として、下肢静脈瘤手術が10件行われました。

診療体制につきましては、記載のとおりでございます。

192ページをお開き願います。

③保健予防活動、④経営安定対策、⑤建設改良事業につきましては記載のとおりでございます。⑥収支決算につきましては、当年度総収益が9億1,287万7,062円、当年度総費用が9億3,721万5,654円で差引しますと、当年度純損失が2,433万8,592円となり、前年度累積欠損金を合わせ当年度未処理欠損金としては、4億1,265万3,879円となったところです。⑦一般会計と国保会計からの負担金及び補助金、(2)議会の議決事項、193ページ、(3)職員に関する事項につきましては記載のとおりでございます。

2の資産の取得及び処分ですが、(1)の資産の取得・器械備品等の取得では、7品目で合計3,819万7,950円、194ページ、(2)の資産の処分では、5品目で29万9,250円となりました。

3の業務では、(1)の業務量、患者述べ人数及び1日平均患者数は、前年度と比較しますと、入院、外来共に増加しております。(2)訪問看護と195ページ、(3)集団検診等の状況、(4)訪問診療の実績につきましても記載のとおりです。(5)事業収益に関する事項で196ページにまたがりますが23年度の収益合計は、9億1,287万7,000円で、(6)事業費用に関する事項で、23年度の費用合計は、9億3,721万6,000円、収支差引で2,433万9,000円の赤字となりました。

4の会計、企業債及び一時借入金の概要ですが、(1)企業債で前年度未償還残高11億1,522万8,275円であり、本年度償還金額が4,938万4,760円で、差引、本年度未償還残高は10億6,584万3,515円となります。(2)の一次借入金につきましては、本年度も借入せずに運営できたところでございます。

以上で説明を終わります。

質疑	秋間 委員長 大西委員	説明が終わりました。 これより質疑を行います。ございませんか。11番、大西委員。
		院長が出席していただいていますので、院長も当病院の院長に就任されてから約4年近くなりますけれども、大体4億円に近い赤字、3億5,000万円から4億円の間を行ったり来たりしているわけですが、私は土幌の病院のことしかわかりませんが、院長はいろんな病院を見てきたと思うのですが、3億七、八千万円の赤字というのがずっと続いているのをどう思われますか。
	秋間 委員長 大川国保 病院院長	院長。 院長、大川からお答えをさせていただきます。
		当初私含めまして一般的な医師は、まず医療についてどうするかということに頭がいくわけですがけれども、院長という職責上やはり経営のことを引き離して考えることはできませんけれども、まず院長に就任したときの最初の課題は、公立病院が3年連続して一般病床が70%を切ったら云々ということがありまして、まず最初の目標はやっぱり70%にいかにして到達できるかということに腐心しまして、それまでは60%前半ということでもかなり低かったものですから、70%を超えるということは大変なことだったのですけれども、病院の職員一丸になりまして就任当初70%を超えまして、2年目も超えることができました。3年目途中で外科の高橋先生が退任したことがありまして、70%を切ったのですけれども、昨年度は井上先生が来て、医局のコスト意識がかなり高まりまして、病床利用率が76.8%とかなり高い水準になりました。今年度内科部長の徳永医師が来まして、従来にないほど医局全体の一致結束が固まりまして、よりよい医療と、それから町民に我々の病院が浸透するという目標とともに、コスト意識が非常に高まりまして、かなりコストをいろんな意味でまず削減しなければいけないという意識でいろんな、随時薬剤委員会とか含めまして、今度は医療材料費を含めましてともかく徹底してコストを下げていこうというふうなことしております。来年度は、それに加えてもっと積極的に病院の特徴を出して、積極的な医療経営、経済的なものも含めまして、それに向かってむしろ積極的にいろいろこれからやっていきたいと今現在考えております。
	秋間 委員長 大西委員	11番、大西委員。 先生方一生懸命努力してもらっているのはわかります。それで、病床も60床ですから、満タンに入れても60人しか入らない。というと、あとは外来の人数をどうふやすのか。それで、外来、今来ている1日120何人ですか、それを倍にしても、本当に赤字削減できるのかと私は感じるのです。3億数千万円の赤字といえ、交付税措置だとか、特

会の交付税措置されると大体2億円ちよいですか、だから町民の命を守ることで、2億円がいいか悪いかと、それは減ったらいいに決まっているのだと思うのですけれども、町民に信頼される病院にならなければやっぱり外来もふえていかないだろうと。

過去から、私も議員長くやっていますから、ずっと見ていますと10年前までは看護師に対するいろんな苦情が、多分議員の人は皆さん町民から受けたと思います。それが伊藤総師長が新しい感覚でよそから入ってきましたので、伊藤総師長も相当精神的に参って、病気になったりなんかしながらも努力しながら、今看護師に対する批判というか苦情というのは多分、議員ここに12人いますけれども、皆無になったのだらうと思っています。それで、先日の医療過誤の問題なんかありまして、そういう話が、このごろ医師の患者に対する言葉遣いがすごくきついだとか、盲腸でどうのこうのと、いろんなやつが議員に入ってきているのです。それで、外科にしても、今帯広から月に1回来ていますよね、市山先生が、それで午後の2時過ぎに来て、2時間か3時間の間に40人から50人の患者を診て、帰るのですが、私らもあれ見ていて、一人の医師が2時間か3時間であれだけの患者を診るということは、これは本当に至難のわざだろうと、これで事故が起きないのが不思議だなと思うぐらいの患者への対応だと思っています。それで、外科の先生が来て、前の外科の先生とちょっと違うのでないかなというような話も聞いていますし、いろんな医師に対する話がたまたま町民から聞かれるようになったのです。

それで、院長ですので、その辺をきっちり、伊藤総師長が苦労しながら看護師の患者に対する接遇、それを直してもらったように、今医局全体が一つにまとまっているということでもありますから、ぜひ院長が中心になって、そういうことで患者に信頼される病院になってもらって、士幌の病院へ行けば何でもやってくれるのだというような体制をつくってもらって、町民がよその病院へ行かないで士幌の病院にみんな来てくれる。それで、赤字ゼロというのは、これは私らも無理だと思っていますので、ぜひ町民から信頼される病院になっていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

秋 間
委員 長
大川国保
病院院長

院長。

今大西委員に言われたことを肝に銘じて、今後ますます医局の、確かに医師個人個人のキャラクターがあるので、当初はどうしても新しい方が来るとなじめないということでありましたけれども、私としてはそういうことに気をつけて、注意しながら、1年、2年たてば必ずや患者さんの信頼を得るに足る先生方が今集まっていっしょというふうに私は信じております。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

決算状況についてはただいまの質問にもありましたけれども、今の状況をどう改善するか、改善するにそういう努力をすることは当然のことなのですが、どんなに努力してみても、本町の病院が黒字になるかと思ったら、それはあり得ないと。そうすると、土幌の病院はどうするのですか。それは、やはり町民の命と健康を守る上でどう役割を果たしていくかということが一番重要なことなのだと思うのです。そういう点では、これは私非常にいい資料出していただいたなと思っていますのですが、監査委員がこの資料を出していただきました。23年度の後期高齢者医療保険の加入者の土幌の病院の利用率です。これは、まさにこれが実態なのだなというふうにしたのです。これは私の感じですが、井上先生、外科の先生がいらっしゃっていただいて、非常に高齢者の方が土幌の病院を利用しているというのがここで数字で出ているのです。

当病院の利用率というのは、入院で、これは後期高齢者ですから75歳以上ですよ、58.7%です。前年度は57.5%でしたから。外来が48.9%、前年度は48.2%だった。それだけ利用率が上がったのです。私が直接いろんな意見聞けるといのは、多いのは農家の人たちです。先生もご承知のように、農家の人たちというのは高齢者になってくると膝が痛い、手が痛って多いのです。そういう人たちがよその病院へ行かないで、土幌の病院で午後から行っても診てもらえると大変喜んでいます。それがこういう実態を生んでいるのだと思うのです。それが土幌の病院の役割だと思うのです。大勢の人たちが、町民が土幌の病院があつてよかったなと、その役割を大いに果たしてくれた。そういう点での先生の努力があつて、徳永先生も来ていただいて血管外来も、そういう点でいろいろ農家の人たちが苦勞している部分を解決してくれている。それが広がっていけば、もっと土幌の病院の利用率が上がると。年寄りの人たちというのは、音更まで車で行くというのはだんだん大儀になってきているのです。そうすると、やっぱり地元でという意識が非常に強くなってきた。それに応えることができる病院になったという点では非常にありがたい結果を生んでいただいたというふうに思っています。ありがとうございました。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

せっかく伊藤師長が来ていますので、土幌の病院に14名の准看護師がいます。それで、正看と言わないのか、看護師でいいのか、22人います。それで、一時期准看護師の廃止があつたのですけれども、そのままずるずる、ずるずる来てしまっていますけれども、年とつたらと言つたら悪いけれども、高齢の人ならその意欲はないと思いますけれ

ども、若い准看護師がいると思うのです。その人たちは、土幌の看護師の奨学金制度ありますので、月10万円、年間120万円で、返済については1.5倍を土幌の病院で働いていただければそれは免除されるという制度がありますので、准看護師から正看になるのには2年間の学校に行かないとならないので、2年行くと240万円の助成をもらって、3年間勤めれば免除ということでもありますから、若い准看護師にそういう制度を使って正看になって戻って来てもらうというようなことはできないものなのですか。

秋 間
委員 長
伊 藤
総 師 長

総師長。

伊藤よりお答えいたします。

准看廃止問題は私が看護師になったときから、何十年も前から出ていることなのですが、今10年ほど前から経験を10年以上を持っている准看護師については2年間の通信教育で看護師の資格を取れる制度ができております。当院においても今までに5名の准看護師がその通信教育によって正看護師になっております。ことしも現在2名の准看護師が国家試験を受けまして、正看になっております。今も現在1名は通信教育受けまして、来年の春に国家試験を受ける予定です。その制度は、准看が10年以上の経験ということですので、もっと若い人たちはやはり学校に行かなければ、実際に学校に行き勉強しなければ正看にはなれないのです。それで、今1人なのですけれども、ことし土幌の病院に勤めて3年目の准看護師がいるのですけれども、新卒で入った人ですけれども、その人には、もし自分がやる気であれば、奨学金制度もあるので、ぜひ勉強したらどうだろうということはこの間私から話ししたばかりです。ただ、生活面とかいろいろありますので、10万円の奨学金をいただいても、やっぱり自分の子供たちのことや家族のことを考えるとちょっと二の足を踏んでいるのですけれども、そういうことはこれからも勧めていきたいと思っております。ですから、准看護師はかなり今少なくなってきております。

以上です。

秋 間
委員 長

そのほかございませんか。

(な し)

秋 間
委員 長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

秋 間
委員 長

討論なしと認め、これより採決します。

本決算は、認定すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間
委 員 長

異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました

以上をもって本会議から付託された認定第1号から第9号まで、各会計の決算審査を終了いたしました。

審査の結果は、付託を受けた9会計とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たっては、委員各位、町理事者並びに職員の皆さんの協力に感謝を申し上げ、これにて決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午前11時23分)